

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第38回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催
について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2024年12月2日、第38回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、以下について議論が実施されました。

1. DC制度・その他について
 - (1) いわゆる「総合型DC」
 - (2) 自動移換
 - (3) いわゆる選択制DB・選択制DC
 - (4) 脱退一時金の要件
 - (5) 健全化法への対応
 - (6) 石炭鉱業年金基金制度
 - (7) その他
2. 公的年金シミュレーターについて（報告）

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46378.html

1. DC制度・その他（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

(1) いわゆる「総合型DC」

○本日も議論いただきたい点

・総合型DBの規定を参考に、業務・資本金等の密接な関係等を有していない2以上の事業主が一の企業型DCを実施している場合、いわゆる「総合型DC」として法令に位置づけ、見える化の一項目として状況を把握することについて、どのように考えるか。

- ・いわゆる「総合型 DC」を法令に位置付けた場合、その実態を踏まえながら、今後、以下の項目についてどのような取組を進めていくべきか。
 - 運用商品の選定／運用商品のモニタリング／継続投資教育の実施 等

(2) 自動移換

○本日ご議論いただきたい点

- ・例えば以下のような資格喪失に関する手続の対応の徹底を行うことについて、どのように考えるか。
 - 企業型 DC の加入者資格を喪失する前から資格喪失時にかけて、資格喪失時取るべき対応に係る説明の実施
 - 企業型 DC の全加入者に対する資格喪失時の個人別管理資産の移換の手続等に関する継続的な説明の実施
- ・事業主等の意識の向上を通じ、企業型 DC 加入者であった者の資産を保護するため、自動移換の状況を見える化することについて、どのように考えるか。
- ・自動移換となった者の iDeCo・企業型 DC への移換の更なる促進のため、以下の取組を、国民年金基金連合会に促すことについて、どのように考えるか。
 - 自動移換となった者への周知方法等の改善
 - 自動移換の現状や制度改正によるシステム改修経費等を踏まえた自動移換の適切な手数料の設定

(3) いわゆる選択制 DB・選択制 DC

○ご議論いただきたい点

- ・いわゆる選択制 DB について、DC と同様、DB の法令解釈通知に追記する等、事業主が従業員に社会保険・雇用保険等の給付額への影響等を説明するよう求めていくことについて、どのように考えるか。
- ・いわゆる選択制 DB・選択制 DC をこれから実施する事業主において、労使協議や導入時・加入時に、従業員に対して正確な説明（将来の公的年金の給付額への影響等）が行われるようにするため、具体的にどのような取組が考えられるか。

(4) 脱退一時金の要件

○ご議論いただきたい点

- ・在留資格の見直しや、在留外国人の滞在期間を踏まえ、公的年金の支給上限について、5年から8年への引上げが検討されていることを踏まえ、DC の脱退一時金の支給要件である通算拠出期間についても、同様に5年以下から8年以下に引き上げることについて、どのように考えるか。

(5) 健全化法への対応

○現状の報告

議論の中間整理（2024年3月28日）※において、以下のとおりとされたところ。

- ・厚生年金基金制度は歴史的な役割を終えている。労使の判断を尊重し当面厚生年金基金を存続するとしても、恒久的な制度ではなく、あくまでも経過的な存続に留めるべきである。

部会の議論を踏まえて、制度を移行するのに加入者・受給者に生じる課題等（資料1、34ページ）について、労使の話し合い等を通じて整理をするなど、定期的な財政検証と各基金との対話を通じて検討を深めていく。

※社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理
（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39285.html

(6) 石炭鉱業年金基金制度

○改正の方向性

- ・石炭基金については、会員の事業主は現在1社となっており、意思決定を行う総会の構成員である会員事業主が不在となれば、石炭基金制度の存続が困難となり、年金給付の継続ができなくなる。加入者の意思をより反映できる一般的な制度であるDB制度に移行することが、より加入員・受給者の保護に資することから、石炭基金をDB制度に移行して、年金給付等の権利義務を承継することとし、これをもって石炭基金法を廃止することについて、どのように考えるか。

(7) その他

○iDeCo プラスと DB の併用を認めることについて

- ・制度の趣旨から、中小企業であってもDCを行うのであれば企業型DCを実施すべき等の意見があったことから、事業主のニーズを見極めながら、慎重に検討していくこととしてはどうか。

○支払保証制度を導入することについて

- ・DBの積立水準は概ね健全な状態にある中で、モラルハザードの回避方策等の課題も踏まえつつ、導入する必要性を含めて論点を整理していくこととしてはどうか。

○年金バイアウトを導入すること

- ・現在のDBの積立水準は概ね健全な状態にある中で、導入の必要性・実施可能性等の各論点について、受給権保護やガバナンスの確保等の幅広い観点か

ら整理し、慎重な検討をしていくこととしてはどうか。

2. 公的年金シミュレーターについて

(厚生労働省 HP 掲載 資料 2 を基に記載)

○次期公的年金シミュレーターの新たな機能 (案)

- ・障害年金等の試算機能、iDeCo の試算機能を追加する。これらの基本的な仕組みや特徴を分かりやすく国民に周知するとともに、生活設計に役立つように年金額を「見える化」することを目的として、できる限り簡素で使いやすい設計にする。

3. 委員からの意見 (一部抜粋)

《いわゆる「総合型 DC」について》

- ・中小企業には導入しやすい制度。法令に位置づけし、見える化し、整理してほしい。
- ・責任の所在があいまいであるので、指導支援が必要。総合型 DC の定義をすべき。
- ・運用商品の評価等については、企業の対応には限界がある。運営管理機関からのサポートが必要。

《自動移換について》

- ・自動移換状況の見える化は、事業主の意識を変える効果が期待できる。
- ・iDeCo の手数料より自動移換の手数料の方が安い場合があることについては、改める必要がある。
- ・自動移換の手数料を一律に引き上げるのではなく、加入者の理解を促進することが必要。
- ・資格喪失をする前から、積極的な事業主からの働きかけが必要。
- ・事業主が説明責任を果たすことが大切であるが、効果的に行えるような資料提供等の整備が必要。

《いわゆる選択制 DB・選択制 DC について》

- ・本来的には、選択制部分は社会保険料の対象とすべきと思う。特に、選択制 DB において掛金月額が高額なケース等は、老後資産形成を行う従来の DB とは少し別物とも感じられる。企業型 DC について、拠出限度額が上がれば、選択制の仕組みを利用している一部の人だけが社会保険料を負担しない裁量を大きくしているということになり、社会保険全体を考えると、逆に企業型 DC の限度額を上げることの足を引っ張ることになるのではと懸念している。
- ・(資料 1、18 ページ、例 1 に挙げられているケースの場合) 本来事業主が拠出すべき負担金を労働者に転嫁するものであり、給料だけではなく将来の公的年金の給付額が下がる労働条件の不利益変更だと考えている。よって、事業主による正確な説明のうえで、従業員がしっかりとデメリットを理解して選択することができるようになることが大前提。従業員への説明について、選択制 DB についても、選択制 DC と同様に、法令解釈通知などで明文化すべき。

- ・過度に事業主の節税対策として利用されている現状を踏まえてもう一度議論をしてはどうか。
- ・企業の人事戦略上、企業年金の在り方や詳細設計については各社労使自治に基づき決定・運営されるべき。事業主が従業員に必要な説明を行うことは大前提としつつ、過度な規制とならないようにすべき。

《脱退一時金の要件について》

- ・支給要件は国の要件にあわせる方向性に賛成。

《健全化法への対応について》

- ・労使での十分な対話を促す方向性には賛成。
- ・制度の廃止の期限を定めた方が良いのではないか。

《石炭鉱業年金基金制度について》

- ・DB への移行方針に賛成。

《公的年金シミュレーターについて》

- ・障害年金の試算機能は、年金制度の理解促進の観点から良いと思う。
- ・iDeCo の資産運用シミュレーション機能は、運用結果にブレが生じることから、必要性を感じない。それよりも、iDeCo は総額でいくら掛金拠出ができるのか、それによる税制優遇がどのくらいなのかの試算や、一時金、年金受取りの試算があれば良い。

部会の最後に、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

※「障害」の表記について、当社では「障がい」と表記することを原則としておりますが、本メールマガジンにおいては、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記しています。

***** メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202412-170-0398-D